(c) 共同体のすべての記録を保管すること。
(d) 総会又は管理委員会が委託する職務を遂行すること。
(e) 共同体の運営に関し、管理委員会に対して責任を負うこと。
(f) 必要な場合には、総会及び管理委員会の決定を実施すること。
(g) 共同体の技術援助の総合計画及び事業計画を実施すること。
(h) 総会又は管理委員会が別に指示する場合を除くほか、必要な場合には、共同体が招請される会議又は会合において共同体を代表すること。
(i) 共同体の業務計画案、予算の見積書、会計計算書、年次報告及び定期報告を作成し、並びに検討及び承認のためにこれらを管理委員会に提出すること。

第十一条　共同体の会計

1　共同体の予算については、次の二の種類とする。
(a) 一般予算
(b) 特別予算

2　一般予算の経費は、次のものに関する費用から成る。
(a) 総会
(b) 管理委員会
(c) 共同体が要求する会議、会合又はその他の活動であって、その費用が総会又は管理委員会によって承認されたもの
(d) 事務局及びその活動
(e) 共同体の技術援助活動
(f) 総会又は管理委員会が承認するその他の事項

3　特別予算の経費は、次のものに関する費用から成る。
(a) 総会又は管理委員会がその費用を特別予算から支払うことについて承認する活動
(b) 共同体が招集する会議又は会合であって、その費用が一般予算から支払われないもの

4　共同体の経費は、次の財源から支弁する。
(a) 加盟国及び準加盟国の通常分担金。通常分担金の額は、加盟国及び準加盟国となる際に次の分担等級の単位数のうちから任意に選定した単位数に応じて決定される金額とする。

六〇　五〇　四〇　三〇　二五　二〇
一八　一六　一四　一二　一〇　九　八
七　六　五　四　三　二　一　〇・五

この憲章に従って選定した分担単位数の引下げは、総会の会期と会期との間においては、行うことができない。
(b) 現金又は他の形態による特別拠出。特別拠出は、加盟国、準加盟国及び他の者が任意に行うことができる。
(c) 賛助加盟員が賛助加盟員の地位に関する条件に従って支払う年次通常分担金及び特別拠出金
(d) 共同体が取得した他の収入

5　加盟国、準加盟国及び賛助加盟員は、管理委員会が承認した年次予算を基礎として計算した年次分担金の額を前払する。

6　各加盟国、各準加盟国及び各賛助加盟員は、総会、管理委員会その他の機関の会合に出席する各自の代表団の経費を負担する。

第十二条　法律上の能力、特権及び免除

1　共同体は、法人格を有し、次のことを伴う能力を有する。
(a) 契約すること。
(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。
(c) 訴えを提起すること。

2　共同体は、接受政府との間で本部協定を締結する。

3　共同体及びその職員は、共同体の各加盟国及び各準加盟国の領域において、共同体の任務の遂行及びその目的の達成のために必要な特権及び免除であって千九百四十六年の国際連合の特権及び免除に関する条約に基づいて国際連合及びその職員に与えられるもの又は加盟国若しくは準加盟国が選択する場合にはその者と共同体との間で締結する取極に定める特権及び免除を享受することができる。

第十三条　国際連合並びに国際的及び地域的機関との関係

共同体は、国際連合の適当な機関及び専門機関並びに他の適当な国際的及び地域的機関と緊密な関係を確立し、及び維持する。

第十四条　共同体からの脱退

1　共同体の加盟国、準加盟国又は賛助加盟員は、事務局長にあてた脱退の通告により共同体から脱退することができる。

2　事務局長は、他のすべての加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対して1に規定する通告の受領を通知し、並びに当該通告を第十六条にいう寄託者に送付する。

3　脱退の通告は、事務局長が会計年度の最初の六箇月の期間内に受領した場合には、当該会計年度の最後の日に効力を生ずるものとし、その期間を経過した後に受領した場合には、その受領の後一年で効力を生ずる。

4　共同体から脱退する加盟国、準加盟国又は賛助加盟員は、その地位にあった期間中に負った債務について引き続き責任を負う。

第十五条　共同体の解散

1　共同体の総会は、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数により、共同体を解散することを決議することができる。

2　共同体の加盟国の三分の二が事務局長にあてた通告により1に規定する決議を承認した場合には、総会は、共同体を解散するために必要な措置をとる。この措置には、共同体の資産を清算するための委員会の設置を含む。

3　総会は、適当な段階において、共同体が解散された旨の最終宣言を採択する。この宣言は、事務局長が次条にいう寄託者に通報する。

第十六条　この憲章の寄託者

この憲章は、国際連合事務総長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

第十七条　署名、批准又は受諾

1　この憲章は、その効力発生まで、第三条2又は4の規定に基づいて共同体の加盟国又は準加盟国となる資格を有するすべての者による署名のために開放しておく。

2　この憲章は、寄託されているニューヨークの国際連合本部において署名のために開放しておく。

3　寄託者は、第三条2又は4の規定に基づいて共同体の加盟国又は準加盟国となる資格を有するすべての国及びエスキャップのすべての準加盟国に対し、この憲章の認証謄本を送付する。

4　この憲章は、署名者によって批准され、又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、寄託者に寄託する。寄託者は、他の署名者に対して批准書又は受諾書の寄託及びその寄託の日を通知する。

5　この憲章が効力を生ずる日の前に批准書又は受諾書を寄託する署名者は、その効力を生ずる日に共同体の加盟国又は準加盟国となる。他の署名者であって4の規定に従うものは、批准書又は受諾書を寄託した日の後三十日目の日に共同体の加盟国又は準加盟国となる。

第十八条　効力発生

この憲章は、第三条2の規定に基づいて共同体の加盟国となる資格を有する七の署名国（共同体の本部が置かれる国であるタイを含む。）が批准書又は受諾書を寄託者に寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

第十九条　加入

1　第三条2の規定に基づいて共同体の加盟国となる資格を有する国及び第三条4の規定に基づいて共同体の準加盟国となる資格を有する領域、領域の一部又は領域の集合は、加入書を寄託者に寄託することによりこの憲章に加入することができる。

2　加入書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。寄託者は、加入書を受領した場合には、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対し、その加入を通知する。

第二十条　エスキャップの準加盟国

第三条4の規定に基づいて共同体の準加盟国となる資格を有する領域、領域の一部又は領域の集合がその国際関係の処理について完全な責任を有しない場合において、その国際関係の処理について責任を有する国の政府が当該準加盟国のためにこの憲章に加入せず、又は加入する資格を有しないときは、当該準加盟国は、この憲章に加入する時に、その国際関係について責任を有する国の政府が発行する文書であって、当該準加盟国がこの憲章の締約国となる権限を有すること並びにこの憲章に基づく権利及び義務を有し、及び負う権限を有することを確認するものを提出する。

第二十一条　この憲章の改正

1　加盟国は、この憲章の改正を提案することができる。

2　この憲章の改正の採択には、総会に出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3　改正は、加盟国の三分の二が改正の批准書又は受諾書を寄託者に寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

4　この憲章の改正は、その暫定的な適用について明示の定めがある場合には、3の規定に従って効力を生ずるまでの間、その採択の日から暫定的に適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの憲章に署名した。